

店舗ごとの支給額の求め方 簡易フローチャート

中小企業(個人事業主含む)ですか?  
以下、いずれかに該当すれば中小企業となります

業種	資本金額の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

**中小企業**

令和元年又は令和2年8月の  
1日当たりの売上高は  
以下のどれに当たりますか?

- ① 8万3,333円以下
- ② 8万3,333円超～25万円未満
- ③ 25万円以上

【売上高方式】  
2.5万円/日

【売上高方式】  
1日当たりの売上高×0.3

③

中小企業は、1日当たりの売上高が25万円を超え、かつ1日当たりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。

令和元年又は令和2年8月と比較して  
本年8月の1日当たりの売上高減少額は  
以下のどれに当たりますか?

- ④ 18万7,500円以下
- ⑤ 18万7,500円超  
(かつ1日当たりの売上高が25万円超)

【売上高方式】  
7.5万円/日

【売上高減少額方式】  
1日当たりの売上高減少額×0.4  
(上限) 20万円 又は  
1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

**大企業**

(計算例)

1日当たりの 売上高	1日当たりの 売上高減少額	1日当たりの給付額 【売上高方式】	1日当たりの給付額 【売上高減少額方式】
250,000	180,000	75,000	72,000
250,000	187,500	75,000	75,000
300,000	200,000	75,000	80,000

【売上高減少額方式】  
1日当たりの売上高減少額×0.4  
(上限) 20万円 又は  
1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額